

## 平成30年度島根支部収支について

令和元年7月18日 令和元年度第2回評議会

# 1. 平成30年度島根支部収支

(単位：百万円)

		全国計 (30年度)	島根支部 (30年度)	29年度比 増減	島根支部(29年 度)【参考】
収入	保険料収入	9,142,915	52,962	1015	51,947
	一般分	9,140,996	52,951	1017	51,934
	その他収入	17,973	85	5	80
	債権回収以外	6,007	34	4	30
	債権回収	11,966	51	1	50
計		<b>9,160,889</b>	<b>53,048</b>	<b>1021</b>	<b>52,027</b>
支出	医療給付費(調整後)(国庫補助を除く)	4,677,382	27,308	524	26,784
	医療給付費(A)-(B)	4,677,382	31,916	561	31,355
	医療給付費(A)	4,681,495	31,916	561	31,355
	災害特例分(B)				
	平成28年度の協会手当分(B1)	1,895	0	0	0
	波及増分(B2)	2,219	0	0	0
	年齢調整額	—	▲1,362	▲141	▲1,221
	所得調整額	—	▲3,028	22	▲3,050
	激変緩和	—	▲219	81	▲300
	現金給付費等(国庫補助等を除く)	403,926	2,310	38	2,272
	前期高齢者納付金等(国庫補助を除く)	3,289,872	18,812	▲404	19,216
	業務経費(国庫補助を除く)	123,436	706	38	668
	一般管理費(国庫補助を除く)	37,643	215	8	207
	その他支出	33,721	193	29	164
平成28年度の収支差の精算	—	96	▲31	127	
特別計上分(業務経費の別掲)	73	0	0	0	
計		<b>8,566,054</b>	<b>49,639</b>	<b>200</b>	<b>49,439</b>
収支差	計	<b>594,835</b>	<b>3,409</b>	<b>820</b>	<b>2,589</b>
	全国平均分	594,835	3,401	779	2,622
	地域差分	—	<b>7</b>	41	▲34

## 収支差(地域差分)の保険料率換算【参考値】

➤ 令和2年度保険料率への影響

支部別収支差 (地域差分) (a) (百万円)	総報酬額 (30年度実績) (b) (百万円)	保険料率換算 (a)/(b)×100 (%)
<b>7</b>	<b>522,719</b>	<b>0.00</b>

(注)

1. 令和2年度の保険料率の算定においては、平成30年度の都道府県ごとの収支における収支差(地域差分)について精算する必要があります。当該収支差は、**プラスの場合は収入に加算し、マイナスの場合は絶対値の額を支出に加算**します。

2. 令和2年度保険料率算定の際の精算に係る保険料率は、平成30年度の支部の収支差(地域差分)を令和2年度の総報酬額の見込額で除したもものなるため、表中の保険料率換算(収支差(地域差分)を平成30年度の総報酬額の実績で除したもものとは異なります。

※収支差についてはP2~4で説明

(注) 1. 年齢調整額、所得調整額、激変緩和のマイナスは、調整額を受け取る支部、プラスは調整額を負担する支部。

2. 債権回収は、資格喪失後受診に係る返納金、業務上傷病による受診に係る返納金、診療報酬返還金、損害賠償金に係る債権の回収額の実績を表す。

3. 医療給付費は、東日本大震災等による窓口負担減免措置に伴う平成30年度の協会負担分に係る窓口負担減免額を含む。

4. (B1)は、健康保険法施行規則第135条の2の第2項第1号に基づき、東日本大震災に伴う平成28年度における協会負担分の窓口負担減免額のうち、総報酬額の0.01%を超える部分として、(A)から控除するものである。また、(B2)は東日本大震災等に伴う窓口負担減免措置によって医療費が増加した分のうちの医療給付費分(波及増分)を表す。

5. 「平成28年度の収支差の精算」は、平成28年度の都道府県支部ごとの収支における収支差の精算(健康保険法施行規則第135条の7に基づき行うもの)を表す。

6. 国の年金特別会計に係る分並びに東日本大震災による窓口負担減免措置に伴う波及増分(B2)が暫定値であるため、数値は今後変わらる。

## 2. 収支差の解釈（保険料率への影響）

収支差は見込みと実績の乖離によって生じるものであり、収支差が生じる要因は、**全国平均分と地域差分**に区分されます。

### ①全国平均分

○ 全国平均分がプラス（594,835百万円）となっているのは、適用した保険料率の全国平均（10.00%）が実績の全国の均衡保険料率（結果的にはこれだけあれば収支均衡したという保険料率）に比べて高く、剰余となったことを表しています。

○ 収支表における**島根支部の全国平均分の値（3,401百万円）は、この剰余が全国平均並にあったとした場合のもの**であって、平成30年度の剰余金が各支部に実際に割り当てられているわけではありません。

### ②地域差分

○ 平成30年度における収支差の地域差分は、翌々年度の令和2年度の都道府県単位保険料率の算定時に精算します。この場合、収支差の地域差分がプラスならば令和2年度の収入にその分が加算され（料率が下がる方向）、マイナスならばマイナスをとったものが支出に加算されます（料率が上がる方向）。

○ 参考として、令和2年度の地域差分の収支差に係る保険料率換算値を（**P 1 収支差（地域差分）の保険料率換算【参考値】**）で示しています。ただし、今回お示したものは平成30年度の総報酬額の実績で除して算出したものであり、令和2年度の保険料率算定時には令和2年度の総報酬額の見込値で除して保険料率を算定するため、今回お示した値と異なる場合があることに留意が必要です。

- 地域差分は、**加入者1人当たり医療給付費の全国平均との差の実績が保険料率算定時の見込みから乖離した影響**を表しています。



○ ある年度（今回は平成30年度）の都道府県単位保険料率は、2年度前（平成28年度）の医療給付費、加入者数及び総報酬額の実績に基づいて算定しますが、仮に、A支部の加入者1人当たり医療給付費が全国平均より高かったとすると、その高いことを前提として当該年度の医療給付費が見込まれ、保険料率が計算されます。

○ 決算において、A支部の加入者1人当たり医療給付費の全国平均からの高さが想定どおりであれば、地域差分はゼロになります。しかし、全国平均より高かった場合に、その高さが料率算定時の高さより低ければ、見込みより医療費が使われなかったため地域差分はプラスになり、逆に高さが料率算定時の高さより想定を超えてさらに高ければ、医療費が見込みより多く使われたためマイナスになります。全国平均より低かった場合は、地域差分はプラスになります。

※ P 4 : 「地域差分のイメージ」参照

## ～地域差分のイメージ～

(平成30年度料率算定時の加入者1人当たり医療給付費の見込みが全国平均よりも高い場合)

地域差分は、2年度前の実績の加入者数や医療給付費をもとにして見込んだある支部の当年度の加入者1人当たり医療給付費において、全国平均と比べて高いとされた差が実績でどう変化したかを表したもの(実績の全国平均との差－料率算定時の全国平均との差)

### 島根支部ケース

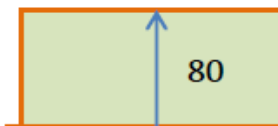
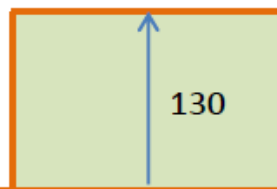
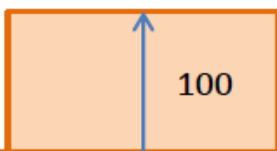
平成30年度料率算定時

平成30年度支部別収支

全国平均より  
低い場合

全国平均より高く、その  
高さが料率算定時の高  
さよりも大きい場合

全国平均より高く、その  
高さが料率算定時の高  
さよりも小さい場合



全国平均  
(実績の全国平均との  
差における料率算定時  
からの乖離が地域差分  
であるが、全国平均は  
料率算定時と実績とで  
異なる場合がある)

料率算定時は医療給付費が全国平均と比べて100高く、収支からみれば100悪化する方向(▲100)と見込んでいたものが、実績では50改善することになり(+50)、地域差分は+150( $50 - (▲100)$ )となる

料率算定時は収支が100悪化する方向(▲100)と見込んでいたものが、実績ではそれ以上の130悪化することになり(▲130)、地域差分は▲30( $▲130 - (▲100)$ )となる

料率算定時は収支が100悪化する方向(▲100)と見込んでいたものが、実績ではそれ未満の80悪化することになり(▲80)、地域差分は+20( $▲80 - (▲100)$ )となる

### 3. (参考) 平成25年度以降の島根支部収支の推移

(単位:百万円)

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
収入(計)	49,835	51,320	50,836	51,700	52,027	53,048
支出(計)	48,735	49,096	50,680	48,766	49,439	49,639
収支差①	1,100	2,224	156	2,934	2,589	3,409
全国平均分②	1,239	2,437	283	3,030	2,622	3,401
地域差分(①-②)	▲ 138	▲ 212	▲ 127	▲ 96	▲ 34	7
医療給付費等地域差分	▲ 88	▲ 88	▲ 127	▲ 96	▲ 34	7
保険料率凍結時の要精算分	▲ 50	▲ 125	—	—	—	—
地域差分の翌々年度 保険料率への影響	<b>0.03%</b>	<b>0.04%</b>	<b>0.02%</b>	<b>0.02%</b>	<b>0.01%</b>	<b>0.00%</b>

平成30年度は参考値

(注)

1. 「医療給付費等地域差分」とは、加入者1人当たり医療給付費(全国平均との差分)の実績が保険料率算定時の見込みから乖離した影響を表す。
2. 平成25年度、平成26年度地域差分の内訳にある「保険料率凍結時の要精算分」とは、各年度の都道府県単位保険料率の凍結に際し、料率凍結のために配分した準備金取崩し額と準備金取崩し総額を料率算定時の総報酬で案分した額との差額である。
3. 端数計算により各数値の合計が一致しないことがある。
4. 「地域差分の翌々年度保険料率への影響」数値は四捨五入により小数点第2位までを示している。

## 4. (参考) 平成25年度以降の主要計数の推移

※下段数値は前年度比伸び率、マイナスは赤字。

項目		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	備考
1. 加入者数(人) (被保険者数+被扶養者数)	島根支部	258,851	258,517	254,951	252,426	250,854	248,227	➢全国が増加しているのに対し、島根支部は減少している。
		—	-0.13%	-1.38%	-0.99%	-0.62%	-1.05%	
	全国	35,643,348	36,392,457	37,164,935	38,071,205	38,929,641	39,400,303	
			2.10%	2.12%	2.44%	2.25%	1.21%	
2. 被保険者数(人)	島根支部	151,156	152,469	151,540	151,829	152,347	152,289	➢全国が増加しているのに対し、島根支部は横ばいの状況が続いている。
		—	0.87%	-0.61%	0.19%	0.34%	-0.04%	
	全国	20,303,177	20,901,905	21,577,484	22,428,161	23,203,471	23,757,186	
			2.95%	3.23%	3.94%	3.46%	2.39%	
3. 被扶養者数(人)	島根支部	107,695	106,048	103,411	100,597	98,507	95,938	➢島根支部は継続して減少している。全国も平成30年度は減少に転じている。
		—	-1.53%	-2.49%	-2.72%	-2.08%	-2.61%	
	全国	15,340,171	15,490,552	15,587,451	15,643,044	15,726,170	15,643,117	
			0.98%	0.63%	0.36%	0.53%	-0.53%	
4. 事業所数(件)	島根支部	11,469	11,665	12,016	12,160	12,266	12,299	➢島根支部、全国ともに増加しているが、島根支部の伸びは、全国を大きく下回っている。
		—	1.71%	3.01%	1.20%	0.87%	0.27%	
	全国	1,680,537	1,749,928	1,858,887	1,994,022	2,113,359	2,224,070	
			4.13%	6.23%	7.27%	5.98%	5.24%	
5. 平均標準報酬月額 (円)	島根支部	242,289	245,068	245,268	245,627	248,390	251,795	➢島根支部、全国ともに増加しているが、島根支部はもともと平均標準報酬月額が低く、全国との差は変わっていない。
		—	1.15%	0.08%	0.15%	1.12%	1.37%	
	全国	277,116	279,789	282,001	284,285	287,218	290,660	
			0.96%	0.79%	0.81%	1.03%	1.20%	
6. 医療給付費(調整前・国 庫補助を除く)(百万円)	島根支部	28,692	29,566	31,064	31,204	31,355	31,926	➢島根支部の伸びは、全国を大きく下回る傾向が続いている。なお、本表には未記載だが、加入者一人当たりの医療給付費は島根支部は全国に比べ高い。
		—	3.05%	5.07%	0.45%	0.48%	1.82%	
	全国	3,781,882	3,912,541	4,243,133	4,341,333	4,513,199	4,681,495	
			3.45%	8.45%	2.31%	3.96%	3.73%	

(注)

- 1から5の項目は、協会けんぽ月報より集計した年度末時点の数値である。
- 6の項目は、協会けんぽ決算における年齢調整・所得調整・激変緩和等の調整前の数値である。